

## 滋賀県産業ひとつづくり協議会設置要綱

### (目的)

第1条 滋賀県において、中小企業等の事業活動を担う人材の確保・育成の促進を図るため、産官学等多様な主体と連携し、産業ひとつづくりに関する課題や施策の検討に取り組むことを目的として、滋賀県産業ひとつづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 滋賀県における産業ひとつづくりの推進に関すること
- (2) 厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」に関すること
- (3) その他労働雇用施策に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成し、商工観光労働部長が選任する。

- 2 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員の交代および増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会は、年3回以上開催する。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議長となる。ただし、会長および副会長を互選する会議は、商工観光労働部長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第6条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について調査などを行うために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条に規定する委員から会長が指名する委員および第7条に規定する専門委員で構成する。
- 3 専門部会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 専門部会の議長は、専門部会構成員の互選によるものとする。

### (専門委員)

第7条 協議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門部会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

(議事の公開)

第8条 協議会の議事は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、商工観光労働部労働雇用政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

滋賀県産業ひとつづくり協議会 委員名簿

任期 令和6年6月5日～令和8年3月31日

(順不同、敬称略)

一般社団法人滋賀経済産業協会	専務理事	川西 民雄
滋賀県中小企業団体中央会	専務理事	宇野 良彦
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	常務理事	笹井 仁治
国立大学法人滋賀大学経済学部	教授	澤木 聖子
立命館大学	びわこ・くさつ キャンパス事務局長	松原 修
神戸学院大学 グローバル・コミュニケーション学部	教授	栗原 由加
滋賀銀行営業統轄部	エリアマネージャー	山本 学
新旭電子工業株式会社	代表取締役社長	大島 節子
株式会社ナカサク	常務取締役	中作 翠
株式会社日吉	代表取締役社長	村田 弘司
ポジティブ・トランジション	代表	石倉 和美
日本労働組合総連合会滋賀県連合会	副事務局長	相澤 三千代
滋賀労働局	職業安定部長	高雄 智彦
近畿経済産業局地域経済部	地域経済課課長補佐	菅 佳寿美
滋賀県	商工観光労働部長	林 毅